

**ご契約の検討・申し込みに際しての重要な事項は、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」に記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。**

また、「ご契約のしおり/約款」「特別勘定のしおり」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。ご契約の際には必ず、ご一読のうえ大切に保存してください。

〈「ご契約のしおり/約款」記載事項の例〉

- クーリング・オフ(お申し込みの撤回・ご契約の解除)制度について
- 告知義務について
- 保険会社の責任開始期について
- 給付金をお支払いできない場合について
- 特別勘定および資産運用について
- 積立金について
- 諸費用について
- 解約および一部解約について

●**保険契約の解除、無効について**

- ・告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、告知義務違反として保険契約を解除させていただくことがあり、給付金等の支払事由が発生してもこれをお支払いできない場合があります。
- ・なお、保険契約を解除した場合、解約返戻金があればその金額をご契約者にお支払いします。
- ・保険契約の締結に際して詐欺の行為があった場合または不法取得目的で保険契約を締結されたものと認められる場合は、その保険契約を無効とし、受け取った保険料は払い戻ししません。
- ・詳細については、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり/約款」を必ずご覧ください。

●**「生命保険契約者保護機構」について**

- ・マニユライフ生命保険株式会社は「生命保険契約者保護機構」に加入しております。
- ・生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- ・なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- ・詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

お問い合わせ先:「生命保険契約者保護機構」TEL. 03-3286-2820 ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

●**三菱UFJ証券は「投資型年金保険プレミアール」の引受保険会社であるマニユライフ生命保険株式会社の支払能力を保証するものではありません。**

くわしくは、変額保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。

三菱UFJ証券株式会社の担当者(生命保険募集人)はお客様とマニユライフ生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申し込みに対してマニユライフ生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。また、新変額個人年金保険(特型)の取り扱いは、生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき変額保険販売資格を登録した募集人のみが取り扱いを行うことができます。

なお、お客様が募集人の権限等および変額保険販売資格に関しまして、確認をご希望される場合は、ご遠慮なく下記照会先までご連絡ください。

照会先:マニユライフ生命 電話:042-489-8112 お問い合わせ時間:月~金 9時~17時(祝日および12月30日~1月3日は休業とさせていただきます。)

(お問い合わせ、ご照会は)

募集代理店

(引受保険会社に関するお問い合わせは)

引受保険会社

**マニユライフ生命保険株式会社**

変額年金カスタマーセンター/0120-925-008  
 受付時間/月~金曜日 9時~17時  
 (祝日および12月30日~1月3日は休業とさせていただきます。)  
 ホームページ/<http://www.manulife.co.jp/>

# 投資型年金保険 プレミアール

マニユライフ生命の新変額個人年金保険(特型)

それぞれのドラマが、始まります。



**▲ 運用のリスクについて**

新変額個人年金保険I型の資産は、特別勘定での運用期間中、主に投資信託を通じて国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が積立金額・将来の年金額等の増減につながります。このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額および解約返戻金額(一部解約した場合、解約返戻金額と年金額等のお受け取りになる金額の合計額)が払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、ご契約者に帰属します。

募集代理店

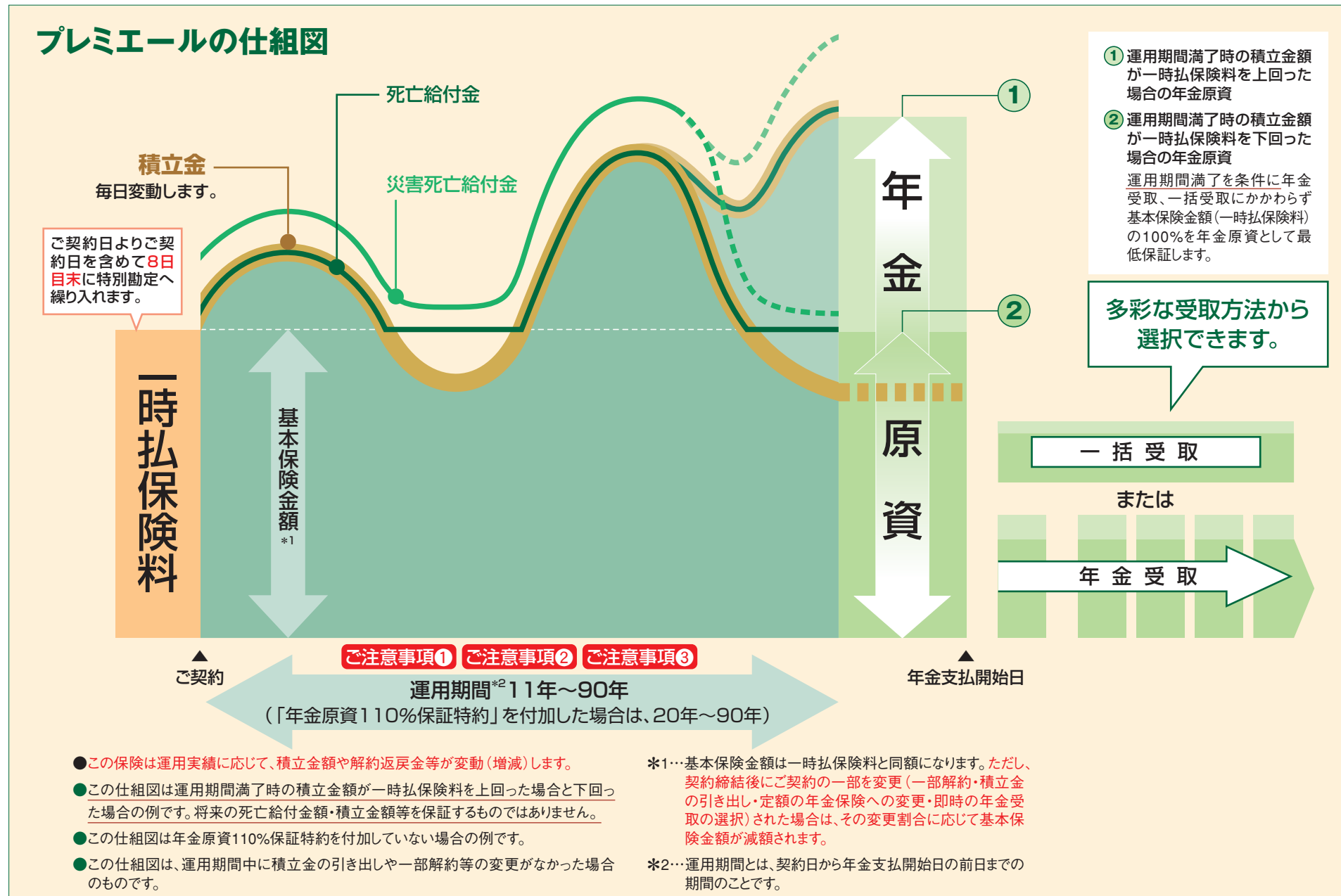
引受保険会社



この保険の引受保険会社はマニユライフ生命保険株式会社です。三菱UFJ証券株式会社はマニユライフ生命保険株式会社の募集代理店です。

# 「ふやす」「受け取る」「のこす」機能と「保証」の機能

「投資型年金保険プレミエール」は、特別勘定の運用実績に基づいて、将来の年金額、解約返戻金額および死亡給付金額等が変動する生命保険商品です。



### ふやす 将来の資産づくりのために…

**①** 一時払保険料は特別勘定を通じて投資信託等で運用されます。

**②** 世界各国の株式や債券に分散投資された4つの特別勘定の中から、お客様の投資スタイルやリスク許容度に応じてお選びいただけます。

**ご注意事項①** (※11ページ)  
特別勘定での運用期間中は、保険関係費と運用関係費を控除します。

お取り扱いの詳細は5・6ページをご覧ください →

### 受け取る ライフスタイルにあわせて…

**①** ライフスタイルにあわせて、年金の受取方法をお選びいただけます。

**②** 毎年一定条件のもと、解約控除なしで積立金の一部を引き出せます。

**③** お客様のニーズに柔軟に対応するため「定額の年金保険への変更」や「即時の年金受取の選択」ができます。

**ご注意事項②** (※7ページ)

**①** ご契約日から経過年数7年以内に積立金の10%を超える引き出しを行う場合または定額の年金保険への変更を行う場合、ご契約日から経過年数に応じて解約控除がかかります。

**②** 定額の年金保険に変更した場合または即時の年金受取を選択した場合、年金原資の最低保証はありません。

お取り扱いの詳細は7・8ページをご覧ください →

### のこす 大切なご家族のために…

**①** 生命保険ならではの長があります。

- ・死亡給付金受取人を指定できます。
- ・契約者と被保険者が同一人で死亡給付金受取人が相続人の場合、死亡給付金は一定額まで非課税になります。(相続税法第12条)

**②** 「遺族年金特約」を付加し、死亡給付金の全部または一部を一時金ではなく年金で受け取れます。

税務上のお取り扱いについては、平成20年8月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

お取り扱いの詳細は9・10ページをご覧ください →

## 「保証」の機能

※死亡給付金保証および年金原資保証はマニユライフ生命が行います。

## 100% 死亡給付金保証

- 死亡給付金保証**
- 運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合の死亡給付金は、基本保険金額(一時払保険料)の100%を最低保証します。
  - 運用期間中に被保険者が不慮の事故等によりお亡くなりになった場合の災害死亡給付金は、死亡給付金相当額と死亡日における積立金額の10%の合計額をお支払いします。

詳細は3・4ページをご覧ください →

## 100% 年金原資保証

- 年金原資保証**
- 運用期間満了を条件に年金受取、一括受取にかかわらず、基本保険金額(一時払保険料)の100%を年金原資として最低保証します。
  - 運用期間は11年以上となります。ただし、年金支払開始年齢が5歳きざみのため、被保険者の契約年齢により運用期間が最短で12年～15年となる場合があります。

**ご注意事項③**  
ご契約を解約した場合、解約返戻金には最低保証がありませんので、一時払保険料を下回ることがあります。

詳細は3・4ページをご覧ください →

## 110% 年金原資保証

- 年金原資保証**
- 「年金原資110%保証特約」を付加した場合、運用期間満了を条件に年金受取、一括受取にかかわらず基本保険金額(一時払保険料)の110%を年金原資として最低保証します。  
※被保険者が年金支払開始日前(運用期間は20年～90年)にお亡くなりになった場合、基本保険金額の100%を死亡給付金としてお支払いを保証いたしますが、110%の年金原資保証の適用はございません。また、被保険者が不慮の事故等によりお亡くなりになった場合の災害死亡給付金は、死亡給付金相当額と死亡日における積立金額の10%の合計額をお支払いします。  
※年金原資110%保証特約はご契約時のみ付加できます。
  - 運用期間は20年以上となります。

詳細は3・4ページをご覧ください →

一歩先を行く「保証」の機能が、お客さまのより積極的な資産づくりをサポートします。

### ●運用成果が基本保険金額を上回った場合

積立金 毎日変動します。

一時払保険料

基本保険金額

死亡給付金

災害死亡給付金

年金原資

一括受取

または

年金受取

運用期間

年金原資 = 年金支払開始日前日の積立金額

例) 一時払保険料1,000万円で年金支払開始日前日の積立金額が1,300万円の場合は1,300万円が年金原資となります。

※この仕組図は、年金原資が一時払保険料を上回った場合の例であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※この仕組図は、運用期間中に積立金の引き出しや一部解約等の変更がなかった場合のものであります。

### 100%死亡給付金保証

**死亡給付金保証**

**死亡給付金**

- 運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合は、基本保険金額(一時払保険料)の100%が最低保証され、死亡給付金として、死亡日における積立金額または基本保険金額のいずれか大きい額をお支払いします。

**災害死亡給付金**

- 運用期間中に被保険者が不慮の事故等によりお亡くなりになった場合は、災害死亡給付金として、死亡給付金相当額と死亡日における積立金額の10%の合計額をお支払いします。

※契約日から特別勘定への繰入日の前日までの期間の死亡給付金額は基本保険金額相当額、災害死亡給付金額は基本保険金額の110%相当額となります。

**〈死亡給付金の受取方法〉**

- 一括受取
- 遺族年金特約を付加した場合は、(災害)死亡給付金の全部または一部を年金で受け取ることができます。

「遺族年金特約」の詳細につきましては9ページをご覧ください →

### ●運用成果が基本保険金額を下回った場合

### 100%年金原資保証

ご契約時の詳細につきましては13・14ページをご覧ください →

**年金原資保証**

※年金原資保証はマニュアル生命が行います。

- 運用期間満了を条件に年金受取、一括受取にかかわらず基本保険金額(一時払保険料)の100%を年金原資として最低保証します。
- 運用期間は11年以上となります。
- ただし、年金支払開始年齢が5歳きざみのため、被保険者の契約年齢により運用期間が最短で12年~15年となる場合があります。

例) 被保険者の契約年齢が60歳の場合: 運用期間は最短で15年(年金支払開始年齢75歳)となります。

▲次の場合は、運用期間にかかわらず、年金原資の最低保証はありません。

- 定額の年金保険に変更した場合
- 即時の年金受取を選択した場合

▲解約返戻金には最低保証はありません。

積立金 毎日変動します。

一時払保険料

基本保険金額

死亡給付金

災害死亡給付金

年金原資

一括受取

または

年金受取

運用期間 (11年~90年)

年金原資 = 基本保険金額(一時払保険料)の100%

例) 一時払保険料1,000万円で年金支払開始日前日の積立金額が700万円の場合一時払保険料の100%である1,000万円を年金原資として最低保証します。

### 110%年金原資保証

ご契約時の詳細につきましては13・14ページをご覧ください →

**年金原資保証**

※年金原資保証はマニュアル生命が行います。

- 「年金原資110%保証特約」を付加した場合、運用期間満了を条件に年金受取、一括受取にかかわらず基本保険金額(一時払保険料)の110%を年金原資として最低保証します。
- ※被保険者が年金支払開始日前(運用期間は20年~90年)にお亡くなりになった場合、基本保険金額の100%を死亡給付金としてお支払いを保証いたしますが、110%の年金原資保証の適用はございません。また、被保険者が不慮の事故等によりお亡くなりになった場合の災害死亡給付金は、死亡給付金相当額と死亡日における積立金額の10%の合計額をお支払いします。
- 運用期間は20年以上となります。
- 「年金原資110%保証特約」は、契約時点のみ付加できます。

▲次の場合は、運用期間にかかわらず、年金原資の最低保証はありません。

- 定額の年金保険に変更した場合
- 即時の年金受取を選択した場合

▲解約返戻金には最低保証はありません。

積立金 毎日変動します。

一時払保険料

基本保険金額

死亡給付金

災害死亡給付金

年金原資

一括受取

または

年金受取

運用期間 (20年~90年)

年金原資 = 基本保険金額(一時払保険料)の110%

例) 一時払保険料1,000万円で年金支払開始日前日の積立金額が700万円の場合一時払保険料の110%である1,100万円を年金原資として最低保証します。

**ふやす** あなたの投資スタイルに、柔軟に対応する特別勘定をラインアップしました。

4つの特別勘定の中から、1つまたは2つ以上の組み合わせを1%単位でご自由にお選びいただけます。

**特別勘定への繰り入れ**

一時払保険料は、ご契約日よりご契約日を含めて**8日目末**に特別勘定へ繰り入れます。

**特別勘定のラインアップ**

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託	費用(年率)		
		運用関係費*1	保険関係費*2	
			年金原資110%保証特約を付加しない場合	年金原資110%保証特約を付加した場合
世界分散型 20	○三菱UFJ トピックスインデックスファンド VA (適格機関投資家限定)	<b>0.3381% (税抜0.322%)程度</b>	<b>2.09%</b>	<b>2.19%</b>
世界分散型 30	○三菱UFJ 外国株式ファンド VA (適格機関投資家限定)	<b>0.344925% (税抜0.3285%)程度</b>	<b>2.30%</b>	<b>2.40%</b>
世界分散型 45	○三菱UFJ 日本債券ファンド VA (適格機関投資家限定) ○MUAMヘッジ付外国債券オープンII (適格機関投資家限定)	<b>0.3675% (税抜0.35%)程度</b>	<b>2.45%</b>	<b>2.55%</b>
世界分散型 50	○三菱UFJ 外国債券ファンド VA (適格機関投資家限定)	<b>0.3717% (税抜0.354%)程度</b>	<b>2.45%</b>	<b>2.55%</b>

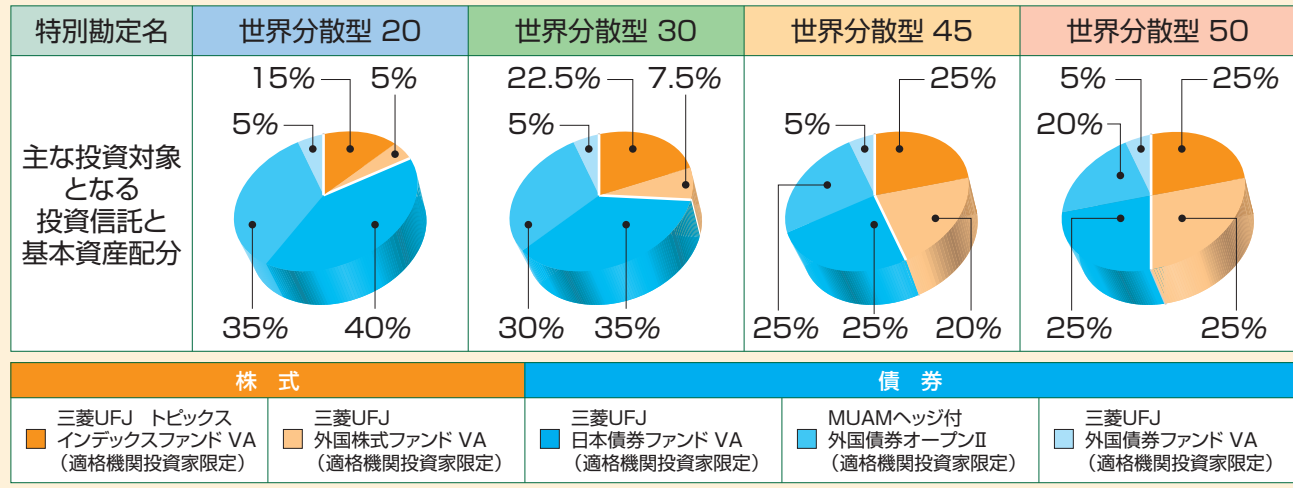
\*1 運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する費用、立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用等)は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。記載の内容は信託報酬に関するものであり、特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に各年率の1/365を乗じた金額を、積立金から毎日控除します。また、各特別勘定資産は、5つの投資信託に分散投資されています(資産配分の比率は、特別勘定ごとに異なります)。上記の運用関係費は、その5つの投資信託の各信託報酬を資産配分の比率に応じて算出しています。そのため、時価変動等により資産配分の比率が変動した場合、上記の運用関係費は変動します。  
\*2 特別勘定の資産総額に各年率の1/365を乗じた金額を、積立金から毎日控除します。  
\*3 運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。  
※主な投資対象となる投資信託の運用会社は、いずれも**三菱UFJ投信株式会社**です。

**4つの特別勘定の運用方針**

主として日本株式、日本債券、外国株式および外国債券に分散投資します。各資産への投資は、それらの資産に投資を行う投資信託を通じて行います。株式および公社債の価格変動リスクと為替変動リスク等に配慮し、効率的に国際分散投資を行います。

**■主な投資対象となる投資信託への基本資産配分**

平成20年8月現在



※基本資産配分比率は、今後変更することがあります。  
※特別勘定・特別勘定の運用方針および特別勘定の主な投資対象は、今後変更することがあります。  
※ご契約者は、特別勘定資産の運用方法について、一切の指図はできません。  
※特別勘定には、各種支払やスイッチング等の異動に備え、一定の現金・預金等を保有することがあります。  
※各特別勘定および注意事項の詳細については「特別勘定のしおり」「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり/約款」等を必ずご覧ください。  
※「年金原資110%保証特約」を付加した保険契約と付加しない保険契約では、特別勘定に違いはありませんが、保険関係費が異なるため、ユニットプライスが異なります。

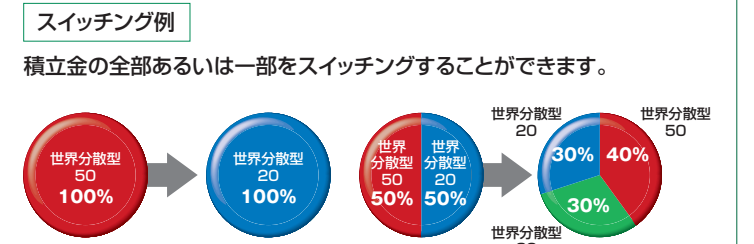
**主な投資対象となる投資信託の運用方針**

●三菱UFJ トピックスインデックスファンド VA (適格機関投資家限定)	マザーファンド受益証券を通じて実質的に日本の株式に投資し、TOPIX (東証株価指数) に連動する投資成果の獲得をめざします。日本株式の価格変動リスク等があります。
●三菱UFJ 外国株式ファンド VA (適格機関投資家限定)	マザーファンド受益証券を通じて実質的に日本を除く世界主要国の株式に投資し、MSCIコクサイ インデックス*1 (除く日本 円換算ベース) に連動する投資成果の獲得をめざします。外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。外国株式の価格変動リスク、為替変動リスク等があります。
●三菱UFJ 日本債券ファンド VA (適格機関投資家限定)	マザーファンド受益証券を通じて実質的に日本の公社債に投資し、NOMURA-BPI総合指数*2 (NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合指数) に連動する投資成果の獲得をめざします。公社債の価格変動リスク、信用リスク等があります。
●MUAM ヘッジ付外国債券オープンII (適格機関投資家限定)	マザーファンド受益証券を通じて実質的に日本を除く世界主要国の公社債に投資し、シティグループ世界国債インデックス*3 (除く日本、円ヘッジ・円ベース) を中長期的に上回る投資成果の獲得をめざします。また、為替変動リスクを回避するため、原則としてフルヘッジを行います。公社債の価格変動リスク、信用リスク等があります。
●三菱UFJ 外国債券ファンド VA (適格機関投資家限定)	マザーファンド受益証券を通じて実質的に日本を除く世界主要国の公社債に投資し、シティグループ世界国債インデックス*3 (除く日本、円ベース) に連動する投資成果の獲得をめざします。外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。公社債の価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク等があります。

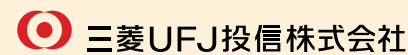
\*1…MSCIコクサイ インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。なお、MSCIコクサイ インデックス (除く日本 円換算ベース) は、MSCIコクサイ インデックス (除く日本 米ドルベース) をもとに運用会社が計算したものです。  
\*2…NOMURA-BPI総合指数は野村証券株式会社が公表している公社債の指数で、日本の公募利付債市場全体の動きを表す、債券の投資収益指数です。当該指数に関する知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、各ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。  
\*3…シティグループ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

**●スイッチングについて** 金融市場や投資スタイルの変化に柔軟に対応できます。

- ご契約後も、運用期間中はご自身の判断で自由に積立金の全部または一部を移転(スイッチング)できます。
  - 年間12回までのスイッチングには手数料がかかりません。
- ※スイッチングの最低申込金額は1万円とし、1円単位または1%単位でスイッチングできます。ただし、特別勘定の積立金残高からスイッチング手数料を差し引いた金額が1万円未満となるときは、積立金全額をスイッチングの最低申込金額とします。  
※年間とは、契約日または契約日当日から起算して1年間(1保険年度)にあたります。



**投資信託の運用会社のご紹介**



三菱UFJ投信株式会社は、平成17年10月の合併により、幅広い商品ラインアップと充実した販売網、そして様々な商品カテゴリーに対応できる運用体制を確立いたしました。引き続き、広くお客さまのニーズと信頼にお応えし、質の高い運用とサービスを誠実にご提供することを目指して参ります。

受け取る

# ライフプランにあわせてお受取方法を選択 できます。

積立金の引き出し

## 1年後から毎年

一定条件のもと解約控除なしで積立金の一部引き出しができます。<sup>\*1</sup>

●ご契約日の1年経過後から毎年、年単位の契約応当日から翌月の月単位の契約応当日までの期間(=ウィンドウ期間)に1回限り、解約控除なしで積立金の10%までを引き出すことができます。

例)ご契約日が4月30日の場合:ご契約日の1年経過後から毎年4月30日(年単位の契約応当日)から5月30日(翌月の月単位の契約応当日)までの期間(=ウィンドウ期間)は解約控除なしで積立金の10%まで引き出すことができます。

**ご注意事項**

ご契約日から経過年数7年以内に積立金の10%を超える引き出しを行う場合、10%を超えた部分は通常の一部解約として解約控除がかかります。



定額の年金保険への変更

## 5年後からいつでも

定額の年金保険への変更ができます。<sup>\*2</sup>

●ご契約日から5年以上経過後は、運用期間中に限り、ご契約の全部または一部について定額の年金保険への変更(特別勘定からの移行)ができます。

●定額の年金保険へ変更した後も年金種類・期間・年金支払開始日は、変更前と同様です。ただし、定額の年金保険への変更または変更後年金支払開始日前までは、所定の範囲内で年金種類・期間・年金支払開始日を変更できます。

即時の年金受取の選択

## 10年後からいつでも

即時の年金受取が選択できます。<sup>\*2</sup>

●ご契約日から10年以上経過後は、運用期間中に限り、当初の年金支払開始年齢にかかわらず、ご契約の全部または一部をもとに、即時の年金受取(特別勘定からの移行)をお選びいただけます。

●年金種類・期間は、即時の年金受取の選択前と同様ですが、選択時に所定の範囲内で年金種類・期間を変更できます。

**ご注意事項**

- 年金額は移行(変更)日の前日の解約返戻金額に基づき、移行日におけるマニュアル生命の定める基礎率等(予定利率\*、予定死亡率等)により計算します。ご契約時には、将来お受け取りいただく年金額は定まっておられません。
- ご契約日から経過年数7年以内に定額の年金保険に変更する場合は解約控除がかかります。なお、その際の解約返戻金には最低保証はありません。  
\*予定利率とは、年金額を計算する際に適用される利率をいいます。

●一部諸変更(積立金の引き出し、定額の年金保険への変更、即時の年金受取の選択)をした場合、積立金額および基本保険金額は減額され、その割合に応じて給付金および年金原資の最低保証額も減額されます。

**\*1 積立金の引き出しに関する注意事項**

- ・積立金の引き出しは、毎年のウィンドウ期間に1回限りとします。
- ・積立金の引き出しの結果、基本保険金額が50万円未満となる場合は、引き出しのお取り扱いができません。

**\*2 定額の年金保険への変更、即時の年金受取の選択に関する注意事項**

- ・次の場合には、定額の年金保険への変更、即時の年金受取の選択はお取り扱いができません。
  - ①変更した部分の年金額が5万円未満となる場合
  - ②ご契約の一部の変更等により、元の契約の基本保険金額が50万円未満となる場合
- ・年金支払開始日の変更にあたっては、年金支払開始日が「契約日から10年以上かつ90歳以下」かつ「各種お取り扱いについて(13ページ)」にある「年金種類と保証期間(年金受取期間)」の範囲内でお取り扱いいたします。
- ・変更後は特別勘定による運用を行いません。また、特別勘定への復帰はできません。
- ・その他の詳細なお取り扱いにつきましては、「ご契約のしおり/約款」をご参照ください。

**■一部諸変更{「積立金の一部引き出し(一部解約)」 「定額の年金保険への変更」 「即時の一部年金受取」}後の基本保険金額および年金原資の最低保証額の計算方法について**

変更後の基本保険金額および年金原資の最低保証額 = 変更前の基本保険金額 × (変更時点での積立金額 - 一部諸変更額) / 変更時点での積立金額

[計算例] 基本保険金額(一時払保険料):1,000万円 一部諸変更額:100万円の場合  
積立金額 1,200万円の時:1,000万円 × {(1,200万円 - 100万円) / 1,200万円} = 約916万円  
積立金額 900万円の時:1,000万円 × {(900万円 - 100万円) / 900万円} = 約888万円

※万円未満を切り捨てて表示しています。

## 年金のお受取方法

年金支払開始日前日の積立金額を年金原資として、年金をお受け取りいただけます。

<b>確定年金</b> 年金受取期間(5年・10年・15年・20年・25年・30年)	
●一定期間にわたって、年金をお受け取りいただけます。	●年金受取期間は5年～30年(5年きざみ)の中からお選びいただけます。
<b>保証期間付終身年金</b> 保証期間(10年・15年・20年・25年・30年)	
●被保険者が生存されている限り、年金をお受け取りいただけます。	●保証期間は10年～30年(5年きざみ)の中からお選びいただけます。
<b>夫婦年金</b> 保証期間は、保証期間付終身年金と同様です。 年金受取時にお選びいただけます。	
●ご夫婦(被保険者とその配偶者)どちらか一方が生存されている限り、年金をお受け取りいただけます。 <small>※夫婦年金は、被保険者とその配偶者(被保険者と同一戸籍にその夫または妻として記載されている方)の年齢差が15歳以内であることを条件にお選びいただけます。</small>	●保証期間は10年～30年(5年きざみ)の中からお選びいただけます。

※保証期間付終身年金(夫婦年金含む)を選択し、年金受取期間中に被保険者(夫婦年金の場合はご夫婦の両方)がお亡くなりになった場合はその時期により受取総額が年金原資を下回ることがあります。

**■「年金原資110%保証特約を付加した場合と付加しない場合」「被保険者の契約年齢」「運用期間」により選択できる年金種類、受取年数が異なります。**

契約年齢の範囲	年金原資110%保証特約を付加しない場合		年金原資110%保証特約を付加した場合	
	確定年金	保証期間付終身年金	確定年金	保証期間付終身年金
0歳～75歳/運用期間は11年以上です。 ただし、年金支払開始年齢が5歳きざみのため、被保険者の契約年齢により運用期間が最短で12年～15年となる場合があります。	15歳～90歳までの5歳きざみ	50歳～90歳までの5歳きざみ	20歳～90歳までの全年齢	50歳～90歳までの全年齢
年金種類と保証期間(年金受取期間)	●確定年金(5・10・15・20・25・30年) ●保証期間(10・15・20・25・30年)付終身年金(夫婦年金含む) ※選択できる年金種類は、被保険者の契約年齢、年金支払開始年齢により異なります。 ※最後の年金支払日(保証期間付終身年金の場合は、保証期間最後の年金支払日)の年齢が105歳以下である必要があります。			

**■年金の一括受取**

- 年金受取人の希望により、年金受取開始後に保証期間(確定年金は年金受取期間)の残存期間に対する年金額の現価を一括して受け取ることができます。(この場合にも、年金原資の最低保証があります。)
- なお、保証期間付終身年金・夫婦年金を選択し、年金受取開始後に一括受取をした場合で、保証期間終了後に被保険者が生存されている時は年金での受け取りが再開されます。なお、お亡くなりになった時期により、受取総額が年金原資を下回ることがあります。

**■指定代理請求特約**

- 年金受取人が被保険者の場合、ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、所定の範囲内で1人を指定代理請求人にあらかじめ指定することができます。
- 年金受取人が年金を請求する意思表示ができない等の場合、指定代理請求人は、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。

**■新後継年金受取人指定特約**

- ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、年金受取人が年金支払開始日以後にお亡くなりになった場合の新たな年金受取人(後継年金受取人)をあらかじめ指定することができます。

※将来お受け取りいただく年金額は、「年金支払開始日の前日の各特別勘定の積立金の合計額」または「年金原資の最低保証額」のいずれか大きい金額と年金支払開始日におけるマニュアル生命の定める基礎率等(予定利率\*、予定死亡率等)により計算されます。ご契約時には、将来お受け取りいただく年金額は定まっておられません。

※年金支払開始日におけるマニュアル生命の定める基礎率等(予定利率\*、予定死亡率等)により計算された年金額が5万円に満たない場合は、年金での支払いは行わず、年金支払開始日の前日の積立金額を一時金で契約者にお支払いします。また、年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、年金額3,000万円を基準としてマニュアル生命の定める基礎率等(予定利率\*、予定死亡率等)により計算された年金原資を超える部分については、当該部分を一時金で年金受取人にお支払いします。

\*予定利率とは、年金額を計算する際に適用される利率をいいます。

## 生命保険ならではの特長があります。

- 死亡給付金受取人を指定できます。
- 契約者と被保険者が同一人で死亡給付金受取人が相続人の場合、死亡給付金は一定額まで非課税扱になります。(相続税法第12条)

## 遺族年金特約

- 年金種類は、確定年金(5・10・15・20・25・30年)です。

<ul style="list-style-type: none"> <li>●この特約は、被保険者生存時は契約者の、被保険者がお亡くなりになった後(災害)死亡給付金が支払われる前)は死亡給付金受取人のお申し出により付加できます。</li> <li>※(災害)死亡給付金が支払われた後に、特約を付加することはできません。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、(災害)死亡給付金の全部または一部を年金基金として、死亡給付金受取人は一定期間にわたって年金をお受け取りいただけます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●契約者と被保険者が同一人かつ死亡給付金受取人が相続人の契約で、この特約を被保険者生存中に付加した際の、(災害)死亡給付金の相続財産の評価額の算出方法は次のようになります。</li> <li>・年金受給権の評価額を計算します。(相続税法第24条)</li> <li>・その評価額と他の生命保険金を合算した金額から、保険金の非課税限度額を差し引きます。(相続税法第12条)</li> <li>※この特約を被保険者がお亡くなりになった後(災害)死亡給付金が支払われる前)に付加した場合、(相続税法第24条)「年金受給権の評価」は適用されず、(相続税法第12条)「保険金の非課税限度額」が適用されます。</li> </ul>

## 「遺族年金特約」の税務上のお取り扱い

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	(災害)死亡給付金支払事由発生時の課税	遺族年金受取時の課税
本人	本人	相続人	(相続税法第24条)「年金受給権の評価」での評価額に対して相続税(非課税限度額(相続税法第12条)あり)	所得税(雑所得) +住民税
本人	本人	相続人以外	(相続税法第24条)「年金受給権の評価」での評価額に対して相続税(非課税限度額(相続税法第12条)なし)	
本人	配偶者(子)	本人	なし	
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	(相続税法第24条)「年金受給権の評価」での評価額に対して贈与税	

※被保険者死亡時に(相続税法第24条)「年金受給権の評価」が適用されるためには、被保険者生存中に遺族年金特約を付加する必要があります。

## 遺族年金に関する注意事項

- 遺族年金の年金額は、年金基金の金額に基づき、年金基金の設定時におけるマニュアル生命の定める基礎率等(予定利率\*等)により計算されます。ご契約時には、将来お受け取りいただく年金額は定まっておられません。
- 遺族年金の年金額が5万円未満となる場合、遺族年金のお取り扱いはできません。
- 年金基金の設定時におけるマニュアル生命の定める基礎率等(予定利率\*等)により計算された遺族年金の年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、年金額3,000万円を基準としてマニュアル生命の定める基礎率等(予定利率\*等)により計算された年金基金を超える部分については、当該部分を第1回の年金に合わせて一時金で年金受取人にお支払いします。
- \*予定利率とは、年金額を計算する際に適用される利率をいいます。

## 年金受取期間中に被保険者がお亡くなりになった場合のお取り扱い

- 保証期間中(確定年金は年金受取期間中)に、被保険者(夫婦年金の場合はご夫婦の両方)がお亡くなりになったときは、
  - ①保証期間(確定年金は年金受取期間)の残存期間に対する年金額の現価の受け取り
  - ②年金の継続受け取り
 ①・②のいずれかをお選びいただけます。この場合、年金原資の最低保証がありますが、保証期間付終身年金(夫婦年金含む)は、お亡くなりになった時期により、受取総額が年金原資を下回ることがあります。

税務上のお取り扱いについては、平成20年8月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

# 税務上のお取り扱い

## 相続税法第12条 「保険金の非課税限度額」について

死亡給付金受取人が相続人の場合、他の生命保険金と合算して「500万円×法定相続人数」が非課税扱となります。法定相続人数には、相続を放棄した人も含まれます。

## 相続税法第24条 「年金受給権の評価」について

年金受給権のうち、当該権利を取得した時において年金給付事由が発生しているものについては、受け取る年金の種類に応じ、右表のように評価します。

- 保証期間付終身年金(夫婦年金含む)の場合、残りの保証期間を確定年金の期間として評価した額か、終身年金として評価した額のいずれか高い方の額となります。

●確定年金の評価(残存期間の年金総額×評価割合)	
残存期間	評価割合
5年以下	70%
5年超10年以下	60%
10年超15年以下	50%
15年超25年以下	40%
25年超35年以下	30%
35年超	20%

●終身年金の評価(年金額×評価倍数)	
権利取得時の被保険者の年齢	評価倍数
25歳以下	11倍
25歳超40歳以下	8倍
40歳超50歳以下	6倍
50歳超60歳以下	4倍
60歳超70歳以下	2倍
70歳超	1倍

## 支払保険料

一時払保険料	お払い込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。他の生命保険と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。
--------	---

※個人年金保険料控除の対象外となります。  
※一時払のため、契約初年度のみの適用となります。

## 解約(差益のある場合)

年金種類	契約後5年以内の解約の場合	契約後5年超の解約の場合
確定年金	20%源泉分離課税	所得税(一時所得)+住民税
保証期間付終身年金	所得税(一時所得)+住民税	

## (災害)死亡給付金

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税の種類
本人	本人	相続人	相続税(非課税限度額*あり)
本人	本人	相続人以外	相続税(非課税限度額*なし)
本人	配偶者(子)	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

\*死亡給付金受取人が相続人の場合、他の生命保険金と合算して「500万円×法定相続人数」が非課税扱となります。(相続税法第12条) 法定相続人には相続を放棄した人も含まれます。

## 年金

年金種類	年金でのお受け取り	年金の一括受取
確定年金	所得税(雑所得)+住民税	所得税(一時所得)+住民税
保証期間付終身年金(夫婦年金含む)		所得税(雑所得)+住民税

※ご契約者と年金受取人が相違する場合、年金受取開始時に年金受給権の評価額が別途贈与税の対象になります。

## 一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税扱となります。50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \{ \text{収入} - \text{必要経費(一時払保険料等)} - \text{特別控除(50万円)} \} \times 1/2$$

税務上のお取り扱いについては、平成20年8月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

# 諸費用およびご解約について

## 諸費用

### 保険関係費と運用関係費(すべてのご契約者にご負担いただく費用)

特別勘定での運用期間中、保険関係費は特別勘定の資産総額に対して、運用関係費は特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対して、下記年率の1/365を乗じた金額を各特別勘定の積立金から毎日控除します。

	世界分散型 20		世界分散型 30		世界分散型 45		世界分散型 50	
	年金原資110%保証特約を付加しない場合	年金原資110%保証特約を付加した場合	年金原資110%保証特約を付加しない場合	年金原資110%保証特約を付加した場合	年金原資110%保証特約を付加しない場合	年金原資110%保証特約を付加した場合	年金原資110%保証特約を付加しない場合	年金原資110%保証特約を付加した場合
保険関係費	年率 2.09%	年率 2.19%	年率 2.30%	年率 2.40%	年率 2.45%	年率 2.55%	年率 2.45%	年率 2.55%
運用関係費*	年率 0.3381% (税抜 0.322%)程度		年率 0.344925% (税抜 0.3285%)程度		年率 0.3675% (税抜 0.35%)程度		年率 0.3717% (税抜 0.354%)程度	

\* 運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する費用、立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用等)は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。各特別勘定は、5つの投資信託に分散投資されています(資産配分の比率は、特別勘定ごとに異なります)。上記の運用関係費は、その5つの投資信託の各信託報酬を資産配分の比率に応じて算出しています。そのため、時価変動等により資産配分の比率が変動した場合、上記の運用関係費は変動いたします。

※保険関係費…年金原資・基本保険金額を最低保証するための費用、災害死亡給付金を支払うための費用、ご契約の締結・維持等に必要の費用です。

※運用関係費…特別勘定の運用にかかわる費用で、特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬等が含まれます。

当費用は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

※ユニットプライスは、保険関係費、運用関係費を控除したうえで計算されます。「年金原資110%保証特約を付加しない場合」と「年金原資110%保証特約を付加した場合」の保険関係費は異なりますので、ユニットプライスも異なります。

### スイッチング手数料(特定のご契約者にご負担いただく費用)

- 年間12回まではスイッチングを無料で行えます。
- 年間12回を超えるスイッチングに対しては、スイッチング手数料として1回の移転につき2,500円を移転元の積立金から控除します。  
※年間とは、契約日または契約応当日から起算して1年間(1保険年度)にあたります。

### 年金管理費(年金(遺族年金を含む)受取期間中にすべてのご契約者にご負担いただく費用)

- 支払年金額(年額)の1%を、年金管理費として年金支払日に控除します。

## 解約控除

- 解約日がご契約日から経過年数7年以内の場合、ご契約日からの経過年数に応じて解約控除がかかります。

ご契約日からの経過年数	1年以内*	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 6年以内	6年超 7年以内
解約控除率	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%

\* 1年以内とは、特別勘定繰入日以降、ご契約日から1年後の契約応当日の前日までのことです。

## アフターサービス

### 郵送で…

#### ▶運用レポート

各種レポートをご契約者へ郵送します。

	レポート名	内容
年4回 3月、6月 9月、12月末 の情報	四半期運用実績のお知らせ	ご契約内容、ご契約の現況等
	クォーターリーパフォーマンスレポート(四半期運用報告)	経済・市場概況および各特別勘定ごとの運用概況、組入銘柄等
年1回 3月末の情報	プレミアム(特別勘定)決算のお知らせ	特別勘定の資産の内訳および運用実績等

### Webで…

#### ▶ホームページ

<http://www.manulife.co.jp/>

当商品の内容やユニットプライス、クォーターリーパフォーマンスレポート(四半期運用報告)はホームページで随時ご確認いただけます。

## 解約・一部解約

### 解約

運用期間中にご契約を解約して、解約返戻金をお受け取りいただけます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。ご契約日から経過年数7年以内にご解約される場合、ご契約日からの経過年数に応じて所定の解約控除が適用されます。

### 一部解約

運用期間中にご契約を一部解約して、解約返戻金を受け取ることができます。ご契約日から経過年数7年以内にご契約の一部を解約される場合、ご契約日からの経過年数に応じて解約に相当する部分に所定の解約控除が適用されます。

※一部解約をする場合、積立金はすべての特別勘定から同一の割合で減額されます。

※一部解約後の基本保険金額が50万円未満となる場合は、一部解約をお取り扱いできません。

※一部解約をした場合、積立金額および基本保険金額は減額され、その割合に応じて死亡給付金および年金原資の最低保証額も減額されます。

※ウィンドウ期間中は、1回に限り積立金の10%まで解約控除なしで引き出せます。

### 解約返戻金

- 解約返戻金は、特別勘定の運用実績によって毎日変動(増減)します。解約返戻金には最低保証がありませんので、一時払保険料を下回ることがあります。
- 解約返戻金額は、解約計算基準日(マニュアル生命の当社がご請求を受け付けた日の翌営業日)における積立金額から下記の解約控除を差し引いた金額となります。ただし、ご契約日から経過年数7年を超える解約については、解約控除は適用されません。
- 一定条件のもと解約控除なしで積立金の一部引き出しが出来ます。くわしくは7ページをご覧ください。

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約計算基準日の積立金額} - \text{解約控除額} \quad \text{解約控除額} = \text{基本保険金額(解約に相当する部分)} \times \text{解約控除率}$$

※ 解約計算基準日が特別勘定への繰入日前である場合、一時払保険料と同額の解約返戻金をお支払いいたします(一部解約がなかった場合)。

【解約返戻金の計算例】基本保険金額が1,000万円、積立金額が1,200万円でご契約日からの経過年数2年6ヵ月で解約した場合

●全部解約の場合 1,200万円 - (1,000万円×5%) = 1,150万円(解約返戻金額)

●一部(600万円)解約の場合 600万円 - {1,000万円×(600万円/1,200万円)×5%} = 575万円(解約返戻金額)

※上記計算例の解約返戻金額は、税金を考慮していません。

### クーリング・オフについて

クーリング・オフ(お申し込みの撤回・ご契約の解除)制度の対象です。

お申し込み後、ご納得いかない場合、お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日から申込日を含めて8日以内であれば、マニュアル生命への書面(封書)によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合にはお申し込みいただいた金額を全額お返しします。

### 電話で…

#### ▶マニュアル生命の変額年金カスタマーセンター

月～金曜日 9時～17時までお問い合わせいただけます。  
(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます)

# 0120-925-008

#### ①各種お問い合わせ

ご自身のご契約内容や各特別勘定のユニットプライスの状況等のご質問、お問い合わせを受け付けております。

#### ②各種お手続きに関する書類請求

下記のお手続きの際には、変額年金カスタマーセンターまで必要書類をご請求ください。

お手続き内容			
●スイッチング(積立金移転)	●住所変更	●年金の請求	●特約の付加 等
●給付金の請求	●契約内容変更	●解約・一部解約	
●改姓・改名	●積立金の引き出し	●保険証券再発行	

	年金原資110%保証特約を付加しない場合		年金原資110%保証特約を付加した場合		
	<b>保険料のお取り扱い</b>	200万円以上1円単位 ●被保険者単位で最高5億円までです。			
<b>追加加入契約のお取り扱い</b>	50万円以上1円単位 ●2件目以降の契約(契約者と被保険者が1件目と同一の契約)				
<b>被保険者契約年齢<sup>1)</sup></b> ご契約日における被保険者の保険年齢です。	0歳～75歳		0歳～70歳		
<b>運用期間</b> ご契約日から年金支払開始日の前日までの期間です。	11年～90年		20年～90年		
	●被保険者の契約年齢によって異なります。				
<b>年金受取人</b>	契約者または被保険者				
<b>告知について</b>	申込時に書面で職業などについて正しくお知らせください。				
<b>保険料の払込方法</b>	一時払のみ				
<b>保障の責任開始期</b>	●マニユライフ生命がご契約をお引き受けすると承諾したときは、一時払保険料相当額のお払い込みと告知がともに完了した日にさかのぼり、ご契約上の責任を負い、責任開始の日を契約日とします。 ●ご契約のお引き受けの承諾については、保険契約のお申し込みと一時払保険料相当額のお払い込みの両方をマニユライフ生命の当社で受け付けした日の翌営業日までにその諾否を決定します。				
<b>クーリング・オフ</b>	<b>クーリング・オフ(お申し込みの撤回・ご契約の解除)制度の対象です。</b> ●お申し込み後、ご納得いかない場合、お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日から申込日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。これを「クーリング・オフ制度」といいますが、この場合にはお申し込みいただいた金額を全額お返しします。 ●ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除は、書面(封書)により上記の期間内(8日以内の消印有効)にマニユライフ生命の当社宛まで、お申し出ください。				
<b>特別勘定による運用の開始時期</b>	一時払保険料は、ご契約日よりご契約日を含めて <b>8日目末</b> に特別勘定に繰り入れられ、運用が開始されます。				
<b>年金</b>	<b>年金原資</b>	次のいずれか大きい額 ①年金支払開始日の前日末の積立金額 ②基本保険金額の <b>100%相当額</b>		次のいずれか大きい額 ①年金支払開始日の前日末の積立金額 ②基本保険金額の <b>110%相当額</b> <sup>*2</sup>	
	<b>年金支払開始年齢</b>	確定年金	保証期間付終身年金	確定年金	保証期間付終身年金
		15歳～90歳までの5歳きざみ	50歳～90歳までの5歳きざみ	20歳～90歳までの全年齢	50歳～90歳までの全年齢
	<b>年金種類と保証期間(年金受取期間)</b> 確定年金(5・10・15・20・25・30年) 保証期間(10・15・20・25・30年)付終身年金(夫婦年金含む) ●選べる年金種類は、被保険者の契約年齢、年金支払開始年齢により異なります。 ●最後の年金支払日(保証期間付終身年金の場合は、保証期間最後の年金支払日)の年齢が105歳以下である必要があります。				

	年金原資110%保証特約を付加しない場合		年金原資110%保証特約を付加した場合	
	<b>年金</b>	<b>年金の種類・期間の変更</b> 年金支払開始日前であれば、お取り扱いの範囲内で変更できます。		
	<b>年金支払開始日の変更</b> お取り扱いできません。 ※ただし、定額の年金保険は、変更時または変更後年金支払開始日前に、即時の年金受取は変更時に、マニユライフ生命本社にお申し出いただくことにより、所定の範囲内で年金種類、期間、年金支払開始日を変更することができます。			
<b>解約・一部解約</b>	<b>解約返戻金</b> 解約返戻金額＝解約計算基準日の積立金額－解約控除額 (解約控除はご契約日から経過年数7年以内の場合にかかります) <b>※解約返戻金は一時払保険料を下回る場合があります。</b> ※解約計算基準日とは、請求書類をマニユライフ生命本社が受け付けた日の翌営業日です。 ※解約計算基準日が特別勘定への繰入日前である場合、一時払保険料と同額の解約返戻金をお支払いいたします(一部解約がなかった場合)。			
	<b>解約控除</b> ご契約日から経過年数7年以内に解約・一部解約の場合、所定の解約控除があります(解約計算基準日が特別勘定への繰入日前である場合を除きます)。			
	<b>一部解約</b> 基本保険金額が50万円となるまでお取り扱いできます。 各特別勘定の積立金額を同じ割合で減額します。 ※ご契約日から経過年数7年以内にご契約の一部を解約される場合、ご契約日からの経過年数に応じて、解約に相当する部分の基本保険金額に所定の解約控除が適用されます(解約計算基準日が特別勘定への繰入日前である場合を除きます)。			
	<b>ウィンドウ期間の解約</b> 年単位の契約応当日から翌月の月単位の契約応当日の解約については、1回に限り積立金額の10%までの部分について解約控除を適用しません。			
<b>その他</b>	<b>契約者配当金</b> 運用期間中は、配当金はありません。 年金受取期間中および定額の年金保険への変更(即時の年金受取の選択を含む)後は、5年ごとに利差配当を行います。			
	<b>契約者貸付</b> お取り扱いできません。			

- \*1 ご契約時の「契約者の年齢」および「被保険者の年齢」は、契約日における満年齢で計算し、1年未満の端数について6ヵ月以下のときは切り捨て、6ヵ月を超える場合は切り上げます。例えば、40歳7ヵ月の場合は41歳となります。ご契約締結後の年齢は、ご契約時の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。
- \*2 被保険者が年金支払開始日前(運用期間は20年～90年)にお亡くなりになった場合、基本保険金額の100%を死亡給付金としてお支払いを保証いたしますが、110%の年金原資保証の適用はございません。また、被保険者が不慮の事故等によりお亡くなりになった場合の災害死亡給付金は、死亡給付金相当額と死亡日における積立金額の10%の合計額をお支払いします。

## 特別勘定について

新変額個人年金保険I型では、資産運用の実績が積立金額、解約返戻金額、死亡給付金額等の変動につながるため、他の保険種類の資産とは区分して資産の管理・運用を行う必要があります。そのためマニユライフ生命は特別勘定を設けるとともに、特別勘定の資産を他の資産とは独立した体制と方針に基づいて運用します。